

独立行政法人大学入試センター配慮事項審査分科会規則

〔平成30年10月1日〕
規則第17号

改正 令和元年9月30日規則第46号

改正 令和6年3月31日規則第13号

独立行政法人大学入試センター配慮事項審査分科会規則

(設置)

第1条 配慮事項部会に、大学入学共通テストにおける障害等のある入学志願者（出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等を含む。）からの受験上の配慮申請に係る具体的審査を行うため、配慮事項審査分科会（以下「分科会」という。）を置く。

(委員)

第2条 分科会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、配慮事項部会部会長の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

- 一 配慮事項部会に属す委員
- 二 特別問題作成分科会に属す委員
- 三 その他理事長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、2年未満の任期とすることができる。

(分科会長等)

第4条 分科会に分科会長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

- 2 分科会長は、分科会の会務を掌理する。
- 3 分科会に副分科会長を置くことができ、委員のうちから理事長が指名する。
- 4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長が欠けたとき、又は事故があるときは第2項の職務を代行する。

(分科会の招集)

第5条 分科会は、理事長の求めに応じ、分科会長が招集する。

(定足数及び議決)

第6条 分科会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

(分科会の運営)

第7条 分科会は、非公開で行う。

(臨時委員)

第8条 分科会に、委員のほか特別な事項について審査を行うため臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、身体障害等関係分野の専門家のうちから、配慮事項部会部会長の推薦に基づき、理事長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、委嘱した年度の末日までとする。

4 臨時委員は、分科会長の要請に応じて分科会に出席し、必要な意見を述べることができる。ただし、臨時委員は、分科会の定足数に含まない。

5 臨時委員は、議決に加わるできない。

(検討結果等の報告)

第9条 分科会長は、検討結果又は検討経過を配慮事項部会に報告する。ただし、特定の事項については直接理事長に報告する。

(意見の聴取)

第10条 分科会は、審査を行うに当たって、必要に応じ委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)以外の身体障害等関係分野の専門家その他理事長が認めた者を出席させて意見又は助言を求めることができる。

(秘密保持)

第11条 委員等は、委員等としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条により分科会に出席した者は、当該分科会への出席により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(解嘱)

第12条 委員等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解嘱する。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合

2 理事長は、委員等が委員等としての職務を遂行する上での義務違反その他委員等たるに適しない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(ワーキンググループ)

第13条 分科会に、特別な事項について審査を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに座長を置き、委員のうちから分科会長が指名する。

(庶務)

第14条 分科会の庶務は、事業第一課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月31日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。